

「やまぐちものづくり&
ビジネスフェア2014」
展示会出展者募集



て作成するか、就業規則の中でパートに適用されない条項を明示するようにしなければなりません。

1. 常時各事業場の見やすい場所に掲示するか
備え付ける。

2. 書面で交付する。
（祝日、年末年始を除く）

3. 電話番号
083-933-3232
相談員・社会保険労務士
相談料・無料
募集期間
5月1日(木)から
6月2日(月)まで

申請受理後に審査会を行い、対象事業を認定します。
◆事業実施期間
認定後～2015年3月31日までに終了すること。
◆申請・問い合わせ
募集要項・申請書等は、市ホームページ(<http://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)に掲載しています。

◆補助金額
・補助率
対象経費の3分の2
・限度額・100万円

昨年度は別に開催されました「ものづくりフェスタ」と「やまぐち総合ビジネスメッセ」が、本年度は統合されて総合イベントとして11月に開催されます。

県内企業等の優れた製品・技術等の利用促進及び販路拡大を図るために開催される当展示会に自社製品等をPRされる企業等を募集します。

就業規則は、労働時間と「やまぐち総合ビジネスメッセ」が、本年度は統合されて総合イベントとして11月に開催されます。

就業規則とは、労働時間や賃金といった労働条件や、職場で守るべき規律などを定めたものです。

就業規則で定めた事項は、法的効力を有しますので、定めた以上は、従業員も会社も、その規律に従わなければなりません。

◎作成義務のある事業所

就業規則を作成する場合は、従業員の過半数を代表する者の意見を聽かなければなりません。（注・必要

なのは「意見を聞く」ことであり、従業員代表者等の同意を得る必要はありません。）

従業員の代表者は投票等

で公正に選出されなければならず、会社が指名するこ

とはできません。また、管

理職は従業員の代表者にならぬ、

ことはできません。ただ

し、過半数代表者を選出す

る際には、管理職も含めた

全従業員で選出することになっています。

従業員を常時10人以上あ

つても、各事業場単位で10

人未満であれば作成義務は

生じません。

ただし、就業規則の作成義務があるのは、工場や支店といった「事業場」単位です。したがって、会社の従業員総数が10人以上であることが多いです。

たしかに、就業規則を作成するよ

うに定められています。

ただし、就業規則の作成

義務があるのは、工場や支

店といった「事業場」単位

です。したがって、会社の

従業員総数が10人以上であ

る限りは、管理職も含めた

全従業員で選出することになっています。

従業員を常時10人以上あ

つても、各事業場単位で10

人未満であれば作成義務は

生じません。

ただし、就業規則は、事業場で働く全労働者に適用されます。

もし、正社員とパートで労働条件を区別する場合は、

必ず周知しなければなりま

せん。周知方法としては、

次のいずれかの方法によらなければなりません。

1. 常時各事業場の見や

に適用したい項目があれば、

必ず明記しましょう。

◎手続き

就業規則を作成する場合

は、従業員の過半数を代表

する者の意見を聽かなければなりません。

◎作成義務のある事業所

就業規則で定めた事項は、

法的効力を有しますので、

定めた以上は、従業員も会

社も、その規律に従わなければなりません。

◎作成義務のある事業所

就業規則で定めた事項は、

法的効力を有しますので、

定めた以上は、従業員も会

社も、その規律に従わなければなりません。